

姫路商工会議所会員加入申込書

姫路商工会議所御中

記入日: 年 月 日

★姫路商工会議所の目的に賛同し、定款第10条と22条にもとづき入会を申し込みます。記載内容について事実と相違なく、現在又は将来にわたって暴力団等反社会的勢力に該当しないことを宣誓します。

☐内容について確認しました。

★当事業所は商工会議所法第7条に定められた「特定商工業者※1」に ☐該当します※2 ☐該当しません

※1 特定商工業者の詳細については「特定商工業者制度について」をご参照ください。

※2 商工会議所法第10条から第12条の定めにより、法定台帳の作成・管理・運用の経費として年額2,000円をご負担いただきます。(当所会員は年会費に含まれています。)

★印は必須項目ですので、必ずご記入ください。

★会員区分	1. 会員 2. 特別会員 ※所在地が夢前町・家島町・香寺町・安富町及び姫路市以外の商工業者、または、商工業者でない一般個人等		★会費口数	☐ 法人・団体 2口～／個人 1口～	
(フリガナ)			(フリガナ)		
★事業所名			支店・営業所名		
(フリガナ)					
★代表者氏名					
★代表者役職	(法人のみ)	★生年月日	年 月 日	性別	男・女
★事業所所在地	〒 -		★TEL	- -	
			FAX	- -	
本社所在地	〒 -		TEL	- -	
			FAX	- -	
郵送物送付先住所	〒 - ※事業所所在地と同じ場合は記入不要。				
請求書送付先住所	〒 - ※事業所所在地と同じ場合は記入不要。				
★資本金	(法人のみ) 万円	★決算月	月	売上	万円
★創業	年 月 日	★法人設立	(法人のみ) 年 月 日	姫路開設	年 月 日
★全社従業員数	人	★事業所従業員数	人	※従業員数には、事業主本人や役員、アルバイトを除いた人数をご記入ください。	
★営業内容	※事業をなるべく詳しく記載してください。例:建設業(管工事業)				
★事業所E-mail			★会費の払込方法	1. 口座振替 (別途、預金口座振込依頼書をご提出ください)	
事業所URL	https://			2. 振込 (請求書を発行いたします)	
その他	貴事業所の企業情報の提供について希望する場合は下記に☑をしてください。 ①商工会議所報の新入会員紹介の掲載について(内容:事業所名・代表者氏名・営業内容) ☐ 希望する ②DMサービスの情報提供について(内容:事業所名・所在地) ☐ 希望する				

※ご記入いただいた情報は本商工会議所の管理資料とし、商工会議所の各種事業のご案内や情報提供のほか、商取引の促進を目的とする各種事業に利用いたします。

【事務局記入欄】	加入担当	登録	確認	部会	加入年月日	札・章・納・駐
					年 月 日	
	業種			特商	事業所No.	

<お客様向け> 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書ご記入方法

【1】ご記入いただく前に必ずお読みください

- ✓鉛筆、消せるペン（フリクションペンなど）、修正液、修正テープでの記入は金融機関で受付けていただけません。
ボールペンなどで手書きでご記入ください。
- ✓ご記入いただいた内容を元に、引落とし登録を行うため慌てず、丁寧に記入してください。
- ✓口座情報の訂正が発生した場合は、訂正箇所にも二重線を引き、必ず金融機関お届け印にて訂正印を押印してください。
（一度ご記載いただいた内容を改ざんしない様、お願いいたします。）
- ✓記入漏れや金融機関お届け印が相違していますと、再度ご記入いただくことがありますので予めご了承ください。

【2】ご記入方法

- ①ご利用代金引落しの口座をご記入ください。
なお、ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外で記入欄が分かれておりますのでご注意ください。
- ②ゆうちょ銀行以外の金融機関指定の場合、銀行名、支店名をご記入ください。
また、銀行、信用金庫など該当の項目に○をご記入ください。
- ③金融機関コード、支店コードがお分かりの場合は、ご記入をお願いします。
- ④ゆうちょ銀行以外の金融機関をご指定の場合、「1.普通」「2.当座」のいずれかに○をご記入ください。
- ⑤Web開設口座等の金融機関お届け印のない口座で押印やサイン記入の要否がご不明の場合は、ご指定の金融機関へお問い合わせ下さい。
- ⑥ネット銀行*やサインレス口座で、ご指定の金融機関より口座名義人様が金融機関へご登録されているメールアドレス宛に手続きの承認依頼がある場合は、ご対応いただく必要がございます。
なお、対応期日までに間に合わないとは再度預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書のご記入をいただく必要がございますのでご注意ください。

<記入例>

いずれか一方を記入

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関コード 00000000	支店コード 0000	預金種目 (どちらかに○) 普通 当座	口座番号 (右詰めでご記入ください) 7654321	金融機関お届け印 (甲野)
口座名義人	コウノ タロウ 甲野 太郎 法人の場合は、社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。				(甲野)

ゆうちょ銀行	実証コード 3013210	記号 (当座は、通帳の初号の横にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。)	番号 (右詰めでご記入ください) 76543211	ゆうちょ銀行お届け印 (甲野)
払込先口座番号 00110-5-58830	払込先加入者名 三井住友カード株式会社			

〈収納依頼企業使用欄〉

収納依頼企業名	料金等の種類	
契約者番号	委託者コード	顧客コード
申込人名 コウノ ハナコ 甲野 花子	申込人住所 〒123-4567 東京都江東区豊洲二丁目2-31 ☎03-1234-5678	

※法人様の場合は、
口座名義人欄に
「社名・役職・氏名」を
省略せずご記入ください。

※預金口座振替依頼書の控えをご入用の場合は
お客様ご自身にてコピーの上、控えを保管いただきますようよろしくお願いいたします。

A4印刷 (Sライン)

ダウンロード専用

承認番号：TKD00335

預金口座振替依頼書

自動払込利用申込書(収加)



私は、三井住友カード株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社	三井住友カード株式会社 (旧SMBCファイナンスサービス)	振替日 (払込日)	5日・6日 23日・ 27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)
--------	----------------------------------	--------------	--

ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

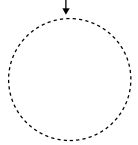
ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関コード		支店コード		預金種目 (どちらかに○印)	口 座 番 号 (右詰めでご記入ください。)
	銀 行		本 店	1. 普通	
	信用金庫		支 店	2. 当座	
	組 合		出 張 所		
(フリガナ)					金融機関お届け印
口座名義人	法人の場合は、社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。				

ゆうちょ銀行

(フリガナ)					ゆうちょ銀行お届け印
口座名義人	法人の場合は、ゆうちょ銀行へお届けの社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。				
	契約種別コード	記号 (※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。)	番 号(右詰めでご記入ください。)		
	3 0		※		
払込先口座番号	0 0 1 1 0 - 5 - 5 8 8 3 0		払 込 先 加入者名	三井住友カード株式会社	

お届け印(捨印)
ゆうちょ銀行を除く



金融機関へのお届け印ですか
ご注意!

〈収納依頼企業使用欄〉

収納依頼 企 業 名	姫路商工会議所				料金等の 種 類	会費
契約者番号	収 納 先 番 号			契 約 者 番 号		
	9	8	8	5	0	8
(フリガナ)					〒	
申込人名	申込人住所				☎	

一預金口座振替規定一 ※ゆうちょ銀行払いは除く。

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。また引落後の代金領収書は請求いたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。
- 上記契約番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関使用欄	(不備返却事由)			
	1.預金(貯金)取引なし 3.印鑑相違			
	2.記載事項等相違			
	店名、預金種目、口座番号、 記号番号、口座名義			
4.その他 ()				
備考				
	検 印	印鑑照合	受 付 印	

(金融機関へのお願い)
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先へご返送ください。

(不備返却先) 三井住友カード株式会社
Sライン口座振替係
〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江3-6-11

記入日： 年 月 日

ご意向調査のお願い

姫路商工会議所

今後、皆様のニーズに即した事業、サービスの提供及び検討をさせていただくために活用しますので、必ずご記入ください。（□に☑を記入ください。複数回答可→最も該当する項目1つに○印をご記入ください。）

※会員加入申込書に事業所の代表者の方が記入された場合は下記、枠内の記入は不要です。

事業所名	フリガナ	
記入者	フリガナ	役職名

1. 貴事業所の入会理由についてご記入ください

- | | | |
|--|---|--|
| ☐ ①取引先・販路の開拓、拡大 | ☐ ⑦セミナーなどでの情報収集 | ☐ ⑬関係先からの推薦・紹介
() |
| ☐ ②人脈の拡大 | ☐ ⑧自業界、他業界の情報収集 | |
| ☐ ③地域間・異業種交流 | ☐ ⑨情報量の多さ | ☐ ⑭その他
() |
| ☐ ④融資、経営相談などの利用 | ☐ ⑩信用・知名度の向上、社会的信用の獲得 | |
| ☐ ⑤共済・保険・福利厚生などの
会員サービス事業を利用 | ☐ ⑪姫路に拠点を移設・新規開設 | |
| ☐ ⑥貿易証明 | ☐ ⑫姫路商工会議所議員選挙・
選任の関係 | |

2. 現在、貴事業所で興味・関心のあるテーマはどれですか？

- | | | |
|---|--|--|
| ☐ ①経営全般 | ☐ ⑧融資・資金繰り | ☐ ⑮創業・ベンチャー |
| ☐ ②人事・労務・人材確保と育成 | ☐ ⑨経費削減 | ☐ ⑯都市活性化・まちづくり |
| ☐ ③事業承継・後継者確保 | ☐ ⑩IT・情報化 | ☐ ⑰観光・文化 |
| ☐ ④営業・販売・取引先開拓 | ☐ ⑪リスク管理・セキュリティ | ☐ ⑱政治・経済全般 |
| ☐ ⑤企画・マーケティング | ☐ ⑫産業・技術・環境 | ☐ ⑲技能取得
(語学・資格・検定・パソコン等) |
| ☐ ⑥法律・法務 | ☐ ⑬ライフサイエンス | ☐ ⑳海外情報・貿易 |
| ☐ ⑦経理・財務・税務 | ☐ ⑭小売・卸売・商店街 | |

3. 姫路商工会議所で今後、利用を検討したい事業はどれですか？

㊦販路開拓

- ☐①ザ・ビジネスモール
- ☐②プレスリリース支援
- ☐③会議所報広告掲載
- ☐④チラシ封入サービス
- ☐⑤DMサービス

㊧人材採用育成

- ☐①人材育成セミナー
- ☐②検定試験
- ☐③姫路就活Navi
- ☐④事業承継
- ☐⑤姫路商工会議所青年部
- ☐⑥ジョブカードサポートセンター

㊨経営支援

- ☐①経営相談(無料相談会
WEB相談・専門家派遣)
- ☐②姫路創業ステーション
- ☐③経営革新計画の策定
- ☐④事業継続計画の策定
- ☐⑤労働保険事務代行
- ☐⑥公的融資・推薦・斡旋
- ☐⑦姫路ものづくり支援センター
- ☐⑧中小企業PL保険
- ☐⑨情報漏えい賠償責任保険
- ☐⑩経営セーフティ共済
(中小企業倒産防止共済制度)

㊩福利厚生

- ☐①生命共済制度
- ☐②特定退職金共済制度
- ☐③業務災害補償プラン
- ☐④小規模企業共済
- ☐⑤簡易人間ドッグ

㊪会館利用

- ☐①会議室の利用

※会員加入申込書と合わせて、ご提出をお願いいたします。

特定商工業者制度のご案内

■ 特定商工業者制度とは ■

特定商工業者制度とは、商工会議所法（昭和28年8月1日施行 法律第143号）により、毎年、一定の基準に該当する事業所の事業内容を商工会議所に登録していただく制度です。

商工会議所は、登録された事業内容を「法定台帳」として作成し、それを管理・運営して、地域商工業者の実態を正確に把握するとともに、商取引の紹介や斡旋の資料として有効に活用して、皆様の事業の発展や地域経済の振興に役立てています。

■ 該 当 基 準 は ■

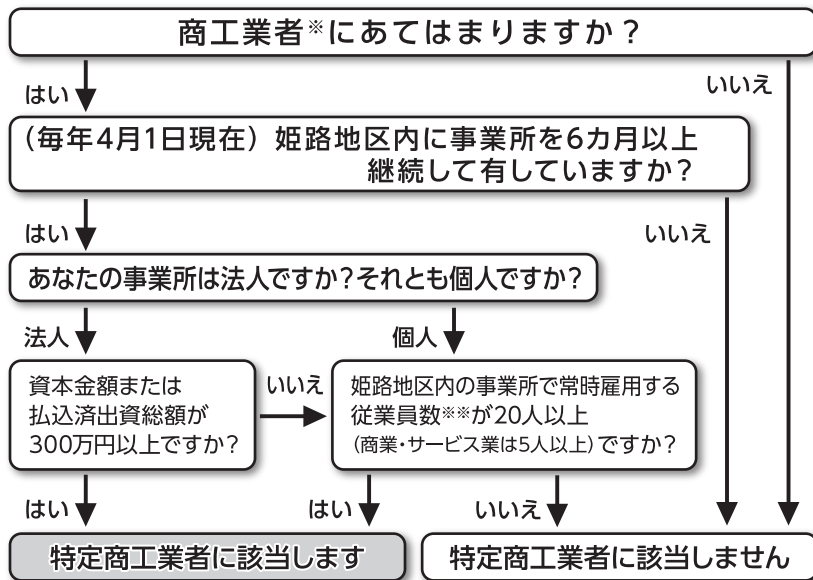
特定商工業者に該当される方は、毎年4月1日現在において、姫路地区内に、引き続き6か月以上営業所、事務所、工場または事業場を有する商工業者のうち、次のいずれかに該当する方です。

※姫路地区内とは合併前の姫路市域を該当地区とします。（家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く）

1. 資本金額又は払込済出資総額が300万円以上である者
2. 本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以上である者

特定商工業者の該当基準とは〈姫路商工会議所の場合〉

特定商工業者該当確認のためのフローチャート



※「商工業者」とは次の方々です。

- ① 自己の名をもって商行為をすることを業とする者（製造業、商業、サービス業など）
- ② 店舗などで物品を販売することを業とする者（農林漁業で取得した物品の販売など）
- ③ 鉱業を営む者
- ④ 取引所
- ⑤ 会社
- ⑥ 相互会社

※※「常時使用する従業員」には次の方々が含まれます。

- ① 期間を定めずに雇用されている方
- ② 1か月を超える期間を定めて雇用されている方正社員以外の嘱託、パートタイマー、アルバイト、家族従業員などであっても、①②のいずれかに該当すれば従業員に含まれます。但し、無給役員、派遣社員は含まれません。

■ 負 担 金 と は ■

特定商工業者の過半数の同意をいただいた上で、姫路市長の許可を受けて、負担金をお願いしています。この負担金は、法定台帳を作成・管理・運営するための必要最小限度の経費としてご負担いただくもので、金額は2,000円です。

※よくあるご質問※ 「特定商工業者と会員はどう違う？」

会員は自由意志で入会・退会できますが、特定商工業者は条件を満たせば該当する、法律で定められた制度です。特定商工業者に該当することをやめることはできません。